

秋田県公的医療機関等設備整備資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和七年十月三十一日

秋田県知事 鈴木健太

秋田県規則第五十号

秋田県公的医療機関等設備整備資金貸付規則の一部を改正する規則

秋田県公的医療機関等設備整備資金貸付規則（昭和四十六年秋田県規則第三十七号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（貸付けの利率） 第二条の二 条例第四条第一号の規則で定める利率は、年二・一パーセントとする。</p>	<p>（貸付けの利率） 第二条の二 条例第四条第一号の規則で定める利率は、年一・二パーセントとする。</p>

附 則

- 1 この規則は、令和七年十一月一日から施行する。
- 2 この規則による改正後の秋田県公的医療機関等設備整備資金貸付規則第二条の二の規定は、この規則の施行の日以後に貸し付けられる資金について適用し、同日前に貸し付けられた資金については、なお従前の例による。